

一宮市告示第468号

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定により、別紙のとおり令和7年度（令和5年度分）市民税県民税納税通知書を送達します。

なお、これらの納税通知書は、財務部市民税課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和7年10月3日

一宮市長 中 野 正 康

令和7年度市県民税 普徴 公示送達 連絡票

作成日付：令和7年10月1日

1 頁

(令和5年度分)

[illegible]